

平成22年度 第3回京都市公共事業評価委員会

会 議 次 第

開 催 日：平成22年11月15日（月）

開催時間：午後1時30分～午後4時00分（終了予定）

開催場所：ホテル平安会館 2階 「朱雀」（京都市上京区烏丸通り上長者町上ル）

- ・ 議事内容

平成22年度 再評価対象事業の審議

平成22年度 事後評価対象事業の審議

京都市公共事業評価委員会事務局からのお知らせ

京都市公共事業評価委員会のこれまでの取組につきましては下記ホームページを御覧ください。

http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-2-0-0_2.html

京都市公共事業評価委員会委員名簿

敬称略・五十音順

氏 名	役 職 等
あらかわ あけみ 荒川 朱美	京都造形芸術大学環境デザイン学科教授
いwasaki よしかず ○岩崎 義一	大阪工業大学工学部都市デザイン工学科教授
おくたに かをる 奥谷 かをる	京都商工会議所女性会副会長
かわうら あきひこ 川浦 昭彦	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
こばやし きよし ◎小林 潔司	京都大学経営管理大学院長
さえき ひさこ 佐伯 久子	京都市地域女性連合会副会長
すとう ようこ 須藤 陽子	立命館大学法学部法学科教授
とくら りょういち 十倉 良一	京都新聞社論説委員長

◎：委員長 ○：副委員長

平成 2 2 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	補単※	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	進捗率(%)		備考
								(H22. 3)	(前回時)	
街路事業	1	補	深草疏水通	延長L=524m 幅員W=6~21m	H8	③	15	98.3	96.7	審議終了
	2	単	山陰街道	延長L=178m 幅員W=15m	H2	③	21	9.3	6.3	審議終了
	3	補	向日町上烏羽線 (第二工区)	延長L=1,045m 幅員W=22~39m	H8	③	15	86.7	46.0	審議終了
道路事業	4	単	小川通	延長L=270m 幅員W=9.5~11.5m	S55	④	31	68.2	-	審議終了
	5	単	主要地方道 大原花背線 (北部周辺地域整備事業)	延長L=11,900m 幅員W=8.5m	S54	③	32	27.3	26.8	継続審議
土地区画整理事業	6	単	上烏羽南部地区	面積A=151.0ha	S46	③	40	94.8	93.2	審議終了
	7	単	竹田地区	面積A=48.1h	S49	③	37	99.6	95.4	審議終了
	8	補	伏見西部第五地区	面積A=108.9ha	H13	②	10	2.3	-	審議終了

※ 補：国庫補助事業

単：京都市単独事業

京都市街図 平成22年度 再評価対象事業箇所図



4 道路事業(審議終了)
小川通

2 街路事業(審議終了)
山陰街道

1 街路事業(審議終了)
深草疏水通

6 土地区画整理事業(審議終了)
上鳥羽南部地区

3 街路事業(審議終了)
向日町上鳥羽線

7 土地区画整理事業(審議終了)
竹田地区

8 土地区画整理事業(審議終了)
伏見西部第五地区

道路種別	幅員
主要地方道	20m以上
一般国道	20m以上
都道府県道	10m以上
市道	10m以上
町道	10m以上
村道	10m以上
河川	5m以上
公園	5m以上
緑地	5m以上
その他	5m以上

平成 2 2 年度 事後評価対象事業一覧

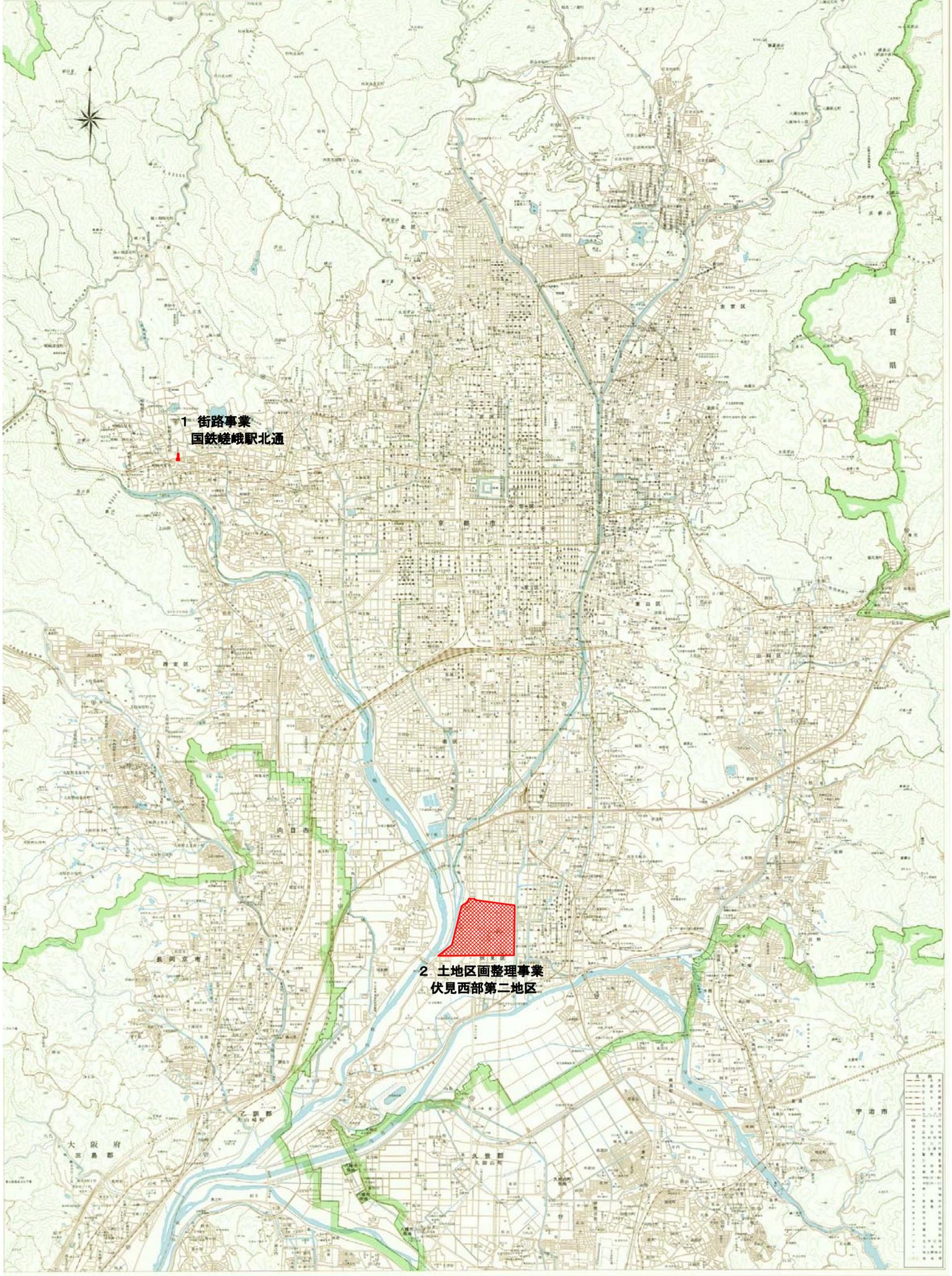
事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業
- ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	補 [※] 単	事業名	事業概要	採択 年度	該当 条件	完了 年度	備考
街路 事業	1	単	国鉄嵯峨駅北通	延長L=143m 幅員W=11m 駅前広場面積A=2,100m ²	H3	①	H20	
土地区画 整理 事業	2	単	伏見西部第二地区	面積A=117.5ha	S44	①	H17	

※ 補：国庫補助事業，単：京都市単独事業

京都市街図 平成22年度 事後評価対象事業箇所図



傍聴にあたっての注意事項

事務局

○ 傍聴にあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

○ 傍聴される方は、必ず係員の指示に従ってください。

○ 公開の議事であっても、審議の内容により会議を途中で非公開とする場合がありますのでご了承願います。

○ 以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。